

令和2年4月23日

保護者様

大阪市立新北野中学校

校長 風間 浩

就学援助の申請について

～手続きはお済みですか～

新緑の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。平素は、本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、昨年度お知らせしていますとおり、就学援助の申請期限は税情報を利用される場合（一般1）は5月15日（金）、その他の場合（一般2）は6月30日（火）となっています。申請を希望されていて、手続きがお済みでない方は、期日までに次の書類をご提出いただきますよう、よろしくお願いいたします。

<申請に必要な書類>

◆ 令和2年度（2020年度）就学援助申請書兼世帯状況票

『税情報の利用』に同意いただくと、教育委員会が申請者の方の税情報を直接確認することができますので、区役所などに「市民税・府民税証明書」を取りに行く必要がなくなります。申請理由①及び②の方が利用できます。（申請理由については裏面参照）
申請書 中ほどの「税情報を利用する」に☑を入れ、申請者名を記入・押印してください。

◆ 申請理由に該当する証明書類

『税情報の利用』に同意する場合でも、下記に該当する場合は確認書類が必要です。
・ひとり親家庭で、寡婦（寡夫）控除を受けていない場合⇒ひとり親家庭であることがわかる書類。（ひとり親家庭医療証のコピー、申請者の戸籍抄本等）
・申請理由②で「住宅の形態」が「借家等」で申請する場合⇒申請者等が賃貸契約者であることがわかる書類（賃貸契約書のコピー、家賃決定通知書のコピー等）

◆ 就学援助費口座振替申出書

学校徴収金の届出口座と同一口座、または継続申請の方で昨年度と同じ口座を利用する場合は提出不要です。申請書の一番下の欄に☑をしてください。

申請書の記入内容、必要な書類等の詳細は、お配りしています「令和2年度（2020年度）就学援助制度のお知らせ」をご覧ください。紛失されている場合はお渡ししますのでご連絡ください。

（裏面に就学援助費についての概要を記載しています。）

ご不明な点などありましたら事務室までお問い合わせください。

※このプリントは、保護者全員にお配りしています。

『就学援助制度』とは？

教育の機会均等の趣旨に則り、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行うことによって、すべての児童生徒が義務教育を円滑に受けられるようにする制度です。学校を通じて購入する教材費や給食費などの援助を受けることができます。

《就学援助を受けることができる方》

援助を受けることができるのは、下記の申請理由のいずれかに当てはまる方です。

- ① 市民税が非課税の方（所得割額・均等割額とも非課税）
- ② 固定資産税を減免された方（減免理由が火災・地震等災害によるもの）
- ③ 個人事業税を減免された方
- ④ 国民年金保険料を減免された方（保護者全員）
- ⑤ 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方（保護者全員）
- ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている方（「児童手当」とは違います）
- ⑦ 生活福祉資金の貸付の決定を受けた方
- ⑧ 雇用保険被保険者手帳を有する日雇い労働者の方
- ⑨ 火災・風水害・震災・その他の災害にあった方
- ⑩ 生活保護を受けている方（ただし、支給は修学旅行費のみ）
- ⑪ 生活保護を停止または廃止された方
- ⑫ ①～⑪には該当しないが、特別な事情のため経済的に困窮していて、所得基準額を下回っている方※

1つでも
該当していれば
申請できます。

※申請理由⑫の所得基準額

世帯人数		2人	3人	4人	5人	6人	7人
住宅の 形態	借家等	219万円	263万円	322万円	358万円	398万円	471万円
	持家	155万円	199万円	257万円	293万円	333万円	394万円

*《住宅の形態》が「借家等」で申請する場合は、申請者等が賃貸契約者であることがわかる書類もご提出ください。（賃貸契約書のコピー、家賃決定通知書のコピーなど）

*源泉徴収票で所得金額を確認する場合は「給与所得控除後の金額」を参照ください。

ただし源泉徴収票は証明書類としては使用できません。下記のいずれかをご提出ください。

	証明書類	取得方法
①	令和2年度 市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー）	勤務先を通じて交付
②	令和2年度 市民税・府民税納税通知書兼税額決定（充当）通知書及び課税明細書（コピー）	市税事務所から自宅へ送付
③	令和2年度 市民税・府民税証明書（原本） ※交付申請時、申請書の「使用目的」は「□就学援助」に✓をする。 扶養控除欄の記載が省略されているものは使用不可です。	市税事務所・区役所で発行